

**3001.20 1. Placenta Extract**

胎盤から抽出した褐色液状の水溶性エキスで、皮膚の老化防止剤としてクリーム、ローション等に配合するものである。説明書には「胎盤から特殊な操作で抽出し、生理学的に理想的な状態に調製されたエキストラクトで、種々の有効物質を含有している。(中略) 皮膚のしわ、小じわを新生組織に再生する。老化して衰えた皮膚の新陳代謝を盛んにする。」という記載がある。

本品は胎盤（胎児を養育する器官）の抽出物であり、また、老化した皮膚障害の治療用と考えられるから本号に属する。

**3001.90 1. せんそ (toad cake)**

ひきがえるの毒腺（せん）分泌物を集め、乾燥したもの（通常糊化した小麦粉と練ったものをいう。）で、強心剤、排毒剤である。

**30.02 項 1. 標識免疫血清の分類について**

（商品説明）

本品は、免疫組織化学に使用される試薬で、抗血清に蛍光物質、酵素等で標識（Marker）したものであり、抗原抗体反応を利用して組織内物質の検出を行うものである。

（分類理由）

けい光色素、酵素等による標識は、単に抗原抗体反応の追跡、抗原の定量等を容易にするために施されるものであって、免疫血清としての特性（すなわち、抗体としての特性）を何ら失わせるものではない。

### 3002.12 1. 加熱人血漿（しょう）たんぱく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤（小売用の形状又は包装にしたものに限る。）

いずれも血漿（しょう）分画製剤の一種で、健康人の血漿（しょう）から分画（fractionation）して得たたんぱく質（アルブミン—前者は83～90%、後者は96%以上— $\alpha$ -グロブリン及び $\beta$ -グロブリンから成る。）をたんぱく質安定剤（例えば、カプリル酸ナトリウム及びアセチルトリプトファンナトリウム）（さらにpH緩衝剤等を含有することが多い。）入りの塩化ナトリウム溶液に分散し、加熱殺菌（60℃、10時間）した液状製剤が一般に使用される。血漿（しょう）増量剤として、神経原因、中毒原因、外傷、脱水症、感染症等によるショック又は低たんぱく血症の治療に静脈注射により使用される。

### 3002.12 2. 免疫血清の関税分類について

輸入統計品目表第3002.12号（統計細分100、200、910及び990）には以下の規定に合致するものが分類される。

#### （1）免疫血清（統計細分100）

免疫血清とは、病原性のバクテリア及びウイルス（ビールス）、毒素又はアレルギー等の原因（抗原）により病気に対し免疫となり又は免疫になっている人血又は動物の血液から得られた血清をいう（関税率表解説第30.02項参照）。免疫血清は、当該特定の抗原と特異的に結合する活性を有するたんぱく質（免疫グロブリン（ガンマーグロブリン又はベーターグロブリン））を含有する。

本細分には、上記の免疫血清が分類されるが、これに防腐剤、安定剤等の添加、成分調整程度の処理を施したものは本細分にとどまる。しかしこれを超える処理を上記免疫血清に施して得られたものは本細分から除外される。

ただし、関税率表解説第30.02項に記載されている特定の疾病治療に用いられる特定免疫グロブリン（例えば、破傷風免疫グロブリン等の特殊人免疫グロブリン製剤）は免疫血清療法における免疫血清に準じて取り扱われていることから、当該特定免疫グロブリンは本細分に分類される。

なお、抗血清と称されるものについては、上記の免疫血清の規定に合致するもののみが本細分に分類されるので、留意する。

#### （2）血液グロブリン及び血清グロブリン（統計細分200）

血液グロブリン及び血清グロブリンとは、血液、血漿（しょう）又は血清から得られるアルファグロブリン、ベーターグロブリン及びガンマーグロブリンの3成分から構成されているものをいう。したがって、正常人免疫グロブリンは、ガンマーグロブリンであることから本細分に分類されず、「その他のもの」（統計細分990）に分類される。

## (3) その他のもの (統計細分 910 及び 990)

本細分には、統計細分 100、200 及び 300 のいずれにも該当しない血液分画物が分類される。

イ 免疫血清から得たもの (ペーターグロブリン又はガンマーグロブリンを含有するものに限る。) (統計細分 910)

本細分には、免疫血清に含まれる免疫グロブリン (抗体と称されるものを含む。) を得るために、当該免疫血清に分画精製処理を施して得たものが分類される。

一般的名称	酵素免疫測定法 (EIA 法) による血中 $\alpha$ -フェトプロテイン (AFP) 測定用キット
商品説明	<p>(1) キットの構成：</p> <p>A. ペルオキシダーゼ標識 AFP 抗体 補助試薬として下記のものを含む。</p> <p>B. AFP 抗体ビーズ</p> <p>C. AFP 標準液等</p> <p>(2) 主要構成成分：試薬 A は測定に必要な不可欠なペルオキシダーゼ標識 AFP 抗体であり、やぎに AFP を投与して得た免疫血清を分画精製し、得られた AFP 抗体にペルオキシダーゼを結合させた後、緩衝液で適切な濃度に希釈したもので、保存剤を含む。</p>

本品中の試薬 A は上記規定に合致するものであり、本品の特性は試薬 A にあることから通則 3 (b) の規定に基づき、本品は本細分に分類される。

ロ その他のもの (統計細分 990)

本細分には、統計細分 100、200、300 及び 910 に分類されないもの (例えば、正常血清、血漿 (しょう) 等) が分類される。

(注) 単クローン抗体は、30 類注 2 の規定により、免疫産品として第 3002.13 号～第 3002.19 号に分類される。

### 3004.39 1. Synovex-H (登録商標名)

本品は、めす牛の肥育用ホルモン製剤で、

プロピオン酸テストステロン 200mg

安息香酸エストラジオール 20mg

を含有するペレット 8 個がプラスチック製の筒に入れられたものである。

めす牛の耳の背面の皮下に移植埋没させることにより (通常肥育完了予定日の約 70～150 日前に) 発情を抑制し、肥育生理作用を盛んにするためのものである。

直接の使用目的は、牛の肥育にあるが、主効成分は本来治療薬としての作用もあり、病的な牛の体質改善という治療効果も予想されるので、医薬品 (ホルモン製剤) として本号に属する。